

【中間検査を受ける特定工程及び特定工程後の工程】

構造種別（主要な構造）	特定工程	特定工程後の工程
木造 (在来工法又は枠組壁工法に限る)	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組みの工事並びに枠組み壁工法にあつては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組み及び耐力壁を覆う外装工事（屋根葺き工事を除く）及び内装工事
鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被服を設ける工事
鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋鉄骨コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	特定工程の鉄骨及び配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
<p>《その他注意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 併用構造を採用している建築物については、主要な構造部分ごとに検査を受ける必要があります。ただし、地下部分は検査は行わず、地上部分の特定工程が完了した時点で地下の部分の写真報告を求めます。 木造の建築物等で一部の梁材等に鉄骨を使用する場合は、木造として扱う場合がありますので、確認申請前に窓口で相談してください。 木造において屋根材を屋根に揚げた後、金物の本締めが完了していれば、屋根が葺きあがっていなくても検査は可能です。 小規模な鉄骨建築物で、柱ロットにより屋根層部分まで鉄骨の建て込み、ボルト本締め、デッキプレート等に配筋を一連で行う場合は、配筋完了後、初めてデッキプレート等にコンクリートを打設する前に中間検査を行います。この場合も2階床を特定工程とします。 その他特定工程の詳細につきましては確認申請を受けた窓口でご相談ください。 		